

医療法人京都翔医会 デイサービス 洛桂の郷

通所介護事業所 運営規程

(事業所の名称等)

第1条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 医療法人京都翔医会 デイサービス 洛桂の郷
- (2) 所在地 京都市西京区牛ヶ瀬奥ノ防町 104 番地

(事業の目的)

第2条 医療法人京都翔医会デイサービス洛桂の郷（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の理学療法士等の機能訓練指導員、看護職員、介護職員等（以下「従業者」という。）は居宅要介護者に対し、個々のケアプラン上に課題として位置付けられた生活行為の維持及び改善を目指し、機能訓練、引きこもり予防、介護負担軽減、認知症予防等、日常生活上の自立支援、心身の健康の回復・維持、介護者の負担軽減・緩和を目的としたサービスを提供し、在宅生活の質の向上・維持を図ることを目的とする。

(運営方針)

- 第3条 要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
2. 事業所の従業者は、利用者における要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に通所介護を行う。
 3. 事業所は自らその提供する指定通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図る。
 4. 事業の提供に当たっては、医師の指示及び通所介護計画（診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、利用者が自宅生活に必要とする機能訓練の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載したもの。）に基づき、利用者における心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適正に行う。
 5. 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し日常生活介護の観点から在宅生活上必要とされる事項について、理解しやすいように助言又は説明を行う。
 6. 事業の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。特に、認知症の状態にある要介護者に対し

ては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整える。

7. 事業所は、介護保険法その他の法令、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年1月9日京都市条例第39号）」、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 指定通所介護事業所に勤務する職種、員数及び勤務内容は次のとおりとする。

（1）管理者 1名（機能訓練指導員 兼務）

管理者は、事業所における従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、適切な事業の運営、労務管理や請求業務、現金回収業務等が行われるよう総括します。また利用者や環境の状況を把握し、通所計画作成やその評価等を行う。

（2）機能訓練指導員 2名以上

（理学療法）：関節や筋肉等の機能向上、起き上がりや歩行等の動作能力向上を図り、運動療法を行います。また、残存機能や代償機能を活かし、日常生活の自立に向け、出来る動作の反復や環境調整に努めます。介護予防を図り、運動機能向上や痛みの軽減を図り、消炎鎮痛療法を行います。

（作業療法）：手作業等による手指巧緻性向上、更衣や排泄等の遂行能力向上を図り、作業療法を行います。また、残存機能や代償機能を活かし、日常生活の自立に向け、出来る動作の反復や環境調整に努めます。閉じこもり予防を図り集団活動や認知症予防を図り、予防トレーニングを行います。

（3）生活相談員 2名以上（介護職員 兼務）

利用者を取り巻く環境を調整、利用者や家族からの相談対応、利用説明から契約・終了までの説明と同意を行う。

（4）看護職員 2名以上（機能訓練指導員、介護職員 兼務）

バイタルチェックや吸引、経腸栄養や褥瘡等に努めます。また、食事や入浴等の日常生活を観察し、心身や環境の変化の把握に努めます。日常生活上必要とされる事項について理解しやすいよう助言を行い、必要な看護を行います。

（5）介護職員 6名以上（生活相談員 兼務）

排泄や入浴の介助、作業・集団レクリエーションを行います。また機能訓練指導員と共にバイタルチェック等、在宅生活上に必要な介護を行います。

(営業日及び営業時間)

第5条 指定通所介護事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

(1) 営業日：月曜日から土曜日とする。

ただし、12月31日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間：午前8時～午後5時30分までとする。

(3) サービス提供時間：午前9時～午後4時15分

(通所介護の利用定員)

第6条 指定通所介護の利用定員は、次の通りとする。

(1) 単位：通常規模1単位とする。

(2) 利用定員：定員は30名までとする。(総合事業の利用者を含む)

(通所介護の内容)

第7条 指定通所介護の内容は、次の通りとする。

(1) 機能訓練指導員等による機能の維持・向上練習、日常生活動作練習等を行う。

(2) 日常生活動作能力の程度に応じ、排泄や移乗等必要な支援及びサービスを提供する。また、在宅生活上の観察、援助、介護についてのアドバイス等を行う。

(3) 入浴を希望する利用者に対して、衣服の着脱や洗身・洗髪等必要な入浴サービスを提供する。

(4) 利用者が生きがいのある生活が送れるよう、レクリエーションや体操等を実施する。

(5) 食事を希望する利用者に対して、準備や援助等必要な食事サービスを提供する。

(6) 送迎を希望する利用者に対して、必要な援助等を行い、送迎を提供する。

(通所介護利用料及びその他の費用の額等)

第8条 指定通所介護利用料及びその他の費用の額等は次の通りとする。

(1) 利用料

事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

(2) その他の費用

食費として1回650円とする。

おやつ代として1回100円とする。

レクリエーション等費用として材料代等実費負担とする。

パット、オムツを使用した場合、物々交換とする。

(3) キャンセル料

キャンセル料は、サービス提供の1時間前までに通知することにより、料金を負担することなくサービスの利用を中止することができます。急変等の緊急時を除き、サービス提供の1時間前までに通知することなくサービス利用を中止した場合、介護保険法令に定める計算方法により、料金を請求することができます。

また、サービス実施日の前日午前10時までまでに通知することにより、「食事」、「おやつ」の料金を負担することなくサービスの利用を中止することができます。サービス実施日の前日午前10時前までに通知することなくのサービス利用を中止した場合、「食事」、「おやつ」の料金を請求することができます。

(通常の事業の実施地域)

第9条 京都市西京区全域

京都市南区（府道207号より北・桂川より西）

京都市右京区（葛野大路より西・五条通より南）

向日市（物集女街道より東・府道206号より北）

指定地域以外の方でサービスを希望される場合、相談の上対応する。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 利用者のサービス利用中の私用外出等を一切禁止する。但し、緊急の場合はこの限りではない。

2. サービス利用者の酒類・菓子類・銃刀類等の持ち込みは禁止。また、飲酒・薬物の使用を事前に行つてのサービス利用も禁止する。
3. サービス利用中の利用者同志の金銭のやりとり、物々交換等を禁止する。
4. サービス利用中、暴力等の問題行動が頻回に見られ、他の利用者へ影響がある場合は利用中止を考ふるものとする。

(非常災害対策)

第11条 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員へ周知するとともに、年2回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行ない、避難場所や避難経路を確保する

(緊急時・事故発生時等における対応方法)

第12条 サービス提供中に、緊急の対応が必要になった場合、管理者に連絡するとともに、主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、迅速且つ適切な対応に努める。

2. 万が一何らかの事故等が起こった場合、適切な対応を行うとともに、利用者の保険者である市町村、利用者の家族等に連絡する。

(秘密保持)

- 第 13 条 事業者及び事業者の使用する者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らさない。この守秘義務は、雇用契約終了後も同様とする。
- 2 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及びその家族の個人情報を用いない。

(個人情報の保護)

- 第 14 条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切に取り扱うものとする。
- 2 事業所が取り扱う利用者及び家族等の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族等の個人情報を用いる場合は当該家族等の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

(衛生管理等)

- 第 15 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じるとともに、必要に応じ医療衛生企画課の助言、指導を求めるものとする。
- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待の防止)

- 第 16 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第 17 条 事業所は、社会的使命を充分認識し、職員の質的向上を図るため、研究、研修の機会を設け、また業務体制を整備する。
2. 指定通所介護事業所は、指定通所介護の実施状況等に関する記録を行ない、これを契約の終了後 5 年間保管します。
 3. この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人京都翔医会が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。